国家公務員の配偶者同行休業に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、 配偶者同行休業の制度を設けることにより、 有為な国家公務員の継続的な勤務を促進

し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律にお いて「職員」とは、第十一条を除き、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)

第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2 この 法律において 「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一 項に規定する任命権者及び法律で別

に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この 法律にいう「配偶者」には、 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとす

る。

4 $\overline{\mathcal{O}}$ 法律に お いて 配配 品偶者同分 行休業」とは、 職員 (常時勤務することを要しな い職員、 臨時 的 記に任 用さ

れ た職員その他の人事院規則で定める職員を除く。 次条第一項において同じ。)が、 外国での勤務その他

 \mathcal{O} 人事 <u>浇</u> 規 則で定め る事 由 により外 国 に 住 所又は居所を定めて滞在 するその配 偶者と、 当該 住 .所又は1 居所

において生活を共にするための休業をいう。

(配偶者同行休業の承認)

第三条 任 命権者は、 職員が 配偶者同行休業を請求した場合において、 公務の運営に支障がないと認 8 ると

きは、 当 該 請 求をし た職 員 \mathcal{O} 勤 務 (成績その他 の事 情を考慮した上で、三年を超えない範 进 内 \mathcal{O} 期 間 に 限

り、 当 該 職 員 が 配 偶 者 同 行 休 業をすることを承認することができる。

2

前

項

 \mathcal{O}

請

求

は

配

偶

者

同

行

休

業をしようとする

期

間

の初

日

及 び

末日

並びに

当 当

該

職

員

0

配

[偶者]

が

当該

期

間

中 外 玉 に 住 所又は 居 所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなけれ ばなら な

(配偶者同行休業の期間の延長)

第四 条 配 偶 者 同 行休業をしている職 員は、 当該配 偶者同 行休業を開始した日から 引き続き配 品偶者同分 行休業

をしようとする期 間 が三年 を超え な V) 範 囲 内 に お 7 て、 延長をしようとする期 間 0 末 日 を明 6 カン に L

任 命 権 者に 対 Ļ 配 偶 者 同 行 休 業 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 延 長 を 請 求することができる。

2 配 偶 者 同 行 休 業 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 延 長 は、 人事 院規則で定める特別の 事 情が ある場合を除き、 口 に 限るも のと

する。

3 前条第 項 \mathcal{O} 規定は、 配偶者同 行休業の 期間 0) 延長の承認について準 用する。

(配偶者同行休業の効果)

第五条 配偶者同行休業をしている職員は、 職員としての身分を保有するが、 職務に従事しない。

2 配偶者同行休業をしてい る期間については、 給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配 偶者 同 行休 業 0 承 認 は、 当 該 欧配偶者[同行休業をし てい る職員が休職若しくは停職 の処分を受けた

場合又は当該 配 温偶者] 同行休業に係る配偶者が死亡し、 若しくは当該職員 (の配偶者でなくなった場合には、

その効力を失う。

2 任 命 権者は、 配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなく

なったことその他 人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、 当該配! 混偶者同. 行休業の 承認を取 Ŋ

消すものとする。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第七条 任命権者は、 第三条第一項又は第四条第一 項の規定による請求が あった場合において、 当該請 求に

係 る 期 間 (以下この 項 反び 第三項に お いて 「 請 求 期間」という。) につい · て職 員 \mathcal{O} 配置 換えその 他 \mathcal{O} 方法

によって当該 請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、 当該業務を処理す るた

め、 次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。 この場合において、 第二号に掲げる任用 は、

請求 期間 について一年 (同 条第一項の規定による請求があった場合にあっては、 当該請 求による延長前 \mathcal{O}

配 偶 者同 行休 業 \mathcal{O} 期 間 0 初 日か ら当該請求 に係 会期間 0 末 日までの期間を通じて一年) を超えて行うこと

ができない。

請 ||求期間 を任用る の期間 (以下この条において「任期」という。) の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任 命権者は、 前項 \mathcal{O} 規定により任期を定めて職員を採用する場合には、 当該職員にその任期を明示しな

ければならない。

3 任 命 権 者 は、 第 項 の規定により任期を定 めて採用され た職員 の任期 が 請求期間に満たない場合にあっ

ては、 当該請 求期 間 \mathcal{O} 範 囲 内において、 その任期を更新することができる。

- 4 第二項の規定 は、 前 項の規定により任期を更新する場合に っいい て準 用する。
- 5 任 命 権 者 は、 第 項 \mathcal{O} 規定により 任期を定 めて 採用, され た職員 を、 任期 がを定 めて採用した趣旨に反しな

11 場合に限り、 その 任 期中、 他の官職に任用することができる。

6 第一 項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、 国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定

は、適用しない。

(職務復帰後における給与の調整)

第八条 配 偶 者 同 行休業をし た 職 員 が 職務に復帰し た場合におけるその者の号俸につい 、ては、 部内 0 他 の職

員 との 権衡上 必 要と認めら れる範 囲内にお いて、 人事院規則の定めるところにより、 必要な調整を行うこ

とができる。

配 品番同. 行 休業をした職員についての国家公務員退職 手当 法の (特例)

第九条 国家公務 員退 職 手当法 昭昭 和 二十八年法律第百八十二号) 第六条 \mathcal{O} 匹 第 項 及び第七条第四 項 の規

定 \mathcal{O} 適 用 に つ 1 ては、 配 偶 者 同 行休 業をし、 た期間 は、 同法第六条の 四第一 項に規定する現実に職務をとる

ことを要しない期間に該当するものとする。

配 品偶者同 行休業をした期 間 だついての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、 同

項 中 「そ \mathcal{O} 月数 *の*ニ 一分の に相当する月数 (国 家公務員法第 百八 条 の六第 項 ただし書 若 しく は 特 定 独 立

行政法人の労働関係に関する法律 (昭和二十三年法律第二百五十七号) 第七条第一 項ただし書に規定する

事 由又はこれらに準ずる事 由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、 その月数)」

とあ るのは、 「その月数」 とする。

(人事院 規則 0 委任

第十条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 (前条及び 次条の規定を除く。 の実施に関し必要な事 項は、 人事院規則で定める。

防 衛省の職 員 へ の)準用)

第十一 条 この法律 (第二条第一項及び第二項並びに第七条第六項を除く。) の規定は、 国家公務員法第二

条第三項第十六号に掲げる防衛省 の職員につい て準用する。 この場合において、 これらの 規定中 「人事院

規則」 とあ る 0) は 「政令」と、 第三条第 項中 任 命 権 者」 とあ る 0) は 自 「衛隊 法 (昭 和 <u>一</u> 九 年 法 律 .第

百六十五号) 第三十一 条第 項の 規定により 同 法 第二 条 第五 項に規定す ,る隊! 員 \mathcal{O} 任 · 免 に つ V 7 権 限 を 有 す

る者 (以下「任命権者」という。)」 ٢, 前条中 「前条及び次条」 とあるのは 「前条」 と読み替えるもの

附

則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二条 裁判所職 員 (臨時措置法 (昭 和二十六年法律第二百九十九号) の一部を次のように改正する。

本則中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)

(独立行政法人通則法の一部改正)

第三条 独立行政法人通則法 (平成十一 年法律第百三号) *Ø* 部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

+ 国家公務員 の配 [偶者同 行休業に関する法律 (平成二十五年法律第

号) 第五条第二項及び第八

条の規定

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第四条 国家公務員の留学費用 の償還に関する法律 (平成十八年法律第七十号) の一部を次のように改正す

る。

第三条第三項に次の一号を加える。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律

六

(平成二十五年法律第 号) 第三条第一項の規定に

よる配偶者同行休業をした期間

第十条の表第三条第三項第五号の項の次に次のように加える。

	第三条第三項第六号
休業に関する法律	国家公務員の配偶者同行
務員の配偶者同行休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公

第十一条の表第三条第三項第五号の項の次に次のように加える。

第三条第三項第六号 第三条第一項 第十一条において準用する同法第三条第一項	
第十一条において準用する同法第三条第一	三条第三項第六
十一条において準用する同法第三条第一	第三条第一項
	十一条において準用する同法第三条第一

人事 ,院の国会及び内閣に対する平成二十五年八月八日付けの意見の申出に鑑み、 外国で勤務等をする配偶

について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずる必要がある。

者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、

一般職の国家公務員

これが、この法律案を提出する理由である。